

設置

第一条 学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）に、大東文化歴史資料館 大東アーカイブズ
以下「歴史資料館」という。）を置く。

目的

第二条 歴史資料館は、学園及び大学を始めとする設置校の歴史（以下「校史」という。）に関する調査
及び研究並びに校史に係る資料（以下「資料」という。）の収集、整理、保存及び公開を行い、もっ
て学園及び設置校の発展に資することを目的とする。

事業

第三条 歴史資料館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 校史の調査及び研究
- 二 校史の編纂
- 三 資料の収集、整理及び保存
- 四 資料の公開及び展示
- 五 展示場の管理及び運営
- 六 校史に関する情報の提供
- 七 自校史教育への支援
- 八 出版物等の編集・刊行
- 九 講演会等の実施
- 十 その他必要な事業

職員

第四条 歴史資料館に次の職員を置く。

- 一 館長
 - 二 研究員 兼担研究員及び兼任研究員
 - 三 事務室長又は事務長
 - 四 事務職員
- 2 必要に応じて、専任研究員及び学術調査員を置くことができる。

運営委員会

第五条 歴史資料館に次に掲げる事項について審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を
置く。

- 一 歴史資料館の事業計画に関する事項
- 二 歴史資料館の管理及び運営に関する事項
- 三 歴史資料館の予算及び決算に関する事項
- 四 その他委員会が必要と認める事項

運営委員)

第六条 委員会は、次の者をもって構成する。

一 館長

二 校史等に関して専門知識を有する専任職員の中から、委員会の推薦に基づき、理事長が委嘱する者 若干名

三 事務室長又は事務長

四 委員会の推薦に基づき、理事長が委嘱する学識経験者 若干名

2 委員会に議長を置き、館長をもってあてる。

3 運営委員の任期は、職務上運営委員となる者を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が任期途中において退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

事務室)

第七条 歴史資料館に事務室を置く。

報告書)

第八条 館長は、毎年度末に運営委員会において承認された当該年度の報告書及び次年度の事業計画書を理事長に提出しなければならない。

規程の改廃)

第九条 この規程を改廃するときは、運営委員会の議を経て、理事会が行う。

細則)

第十条 この規程に定めるもののほか、歴史資料館の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

2 開設時における第六条第一項第一号及び第四号の委員については、「委員会の推薦に基づき」を「開
設準備委員会の推薦に基づき」と読み替えるものとする。